

専門家派遣事業(要点)

1. 専門家派遣事業とは

新分野進出、新製品開発、情報化促進、経営革新などを図ろうとする県内中小企業等に、専門的な知識や経験を有する当機構の登録専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を行う事業です。

2. 事業の対象者

宮城県内の中小企業等（創業者含む）

3. 派遣に関する費用

専門家1回当たりの謝金（30,000円）と旅費（実費）のうち、2/3は国と県が負担します。

残り1/3は申込者の負担となります。（派遣前に一括前納していただきます。）

4. 派遣専門家について

申請時に専門家を指名することが可能です。

ただし、親族関係や顧問契約等を締結している専門家は派遣できません。

5. 総派遣回数

1社あたりの総派遣回数は原則5回以内

6. 支援対象外

- ・複数の企業に対する診断・助言（集団研修等）
- ・各種申請資料・ホームページ等の作成代行

7. 1回当たりの派遣時間

原則3時間以上

8. 派遣終了後における報告書の作成・提出

派遣終了後10日以内に提出

詳細については、宮城県中小企業支援センター専門家派遣事業実施要領参照